

第1章

「大磯町まちづくり基本計画」

一部見直し
の考え方

1

まちづくり基本計画の概要

大磯町まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）は、まちづくり条例に位置づけられた計画で、都市計画法の市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）を包含し、町の土地利用計画の基本となるとともに、大磯町総合計画の実現を支える都市づくりの基幹的な計画となります。

策定に当たっては、ワークショップを行うなど、町民の皆様とともに計画づくりを行い、町民の皆様からのさまざまなご意見を計画に反映いたしました。

まちづくり基本計画は、平成32年を目標年次とし、大磯らしいまちづくりの目標を示す「全体構想」とともに、「全体構想」に基づく地域のまちづくりの目標を示す「地域別構想」を示しています。

「大磯らしいまちづくりの目標」

大磯らしさ

大磯らしさは、海や山などの自然環境、松並木や歴史的建造物などの歴史・文化環境など、風土と時代の移り変わりの中で大磯が歩んできた歴史と人々の生活とが相まって醸成されてきたものです。

この大磯らしさは、大磯町での居住や来訪の魅力であり、まちの活性化に資するものとして、町民で広く共有し、まちづくりに据えて守り育てていくものとしています。

基本理念 「豊かな自然に歴史・文化が薫りほっとする素敵なまち 大磯」

大磯町は、先人たちが培ってきた歴史・文化と、高麗、鷹取の山並みや、こゆるぎの浜に象徴される豊かな自然環境を有しています。

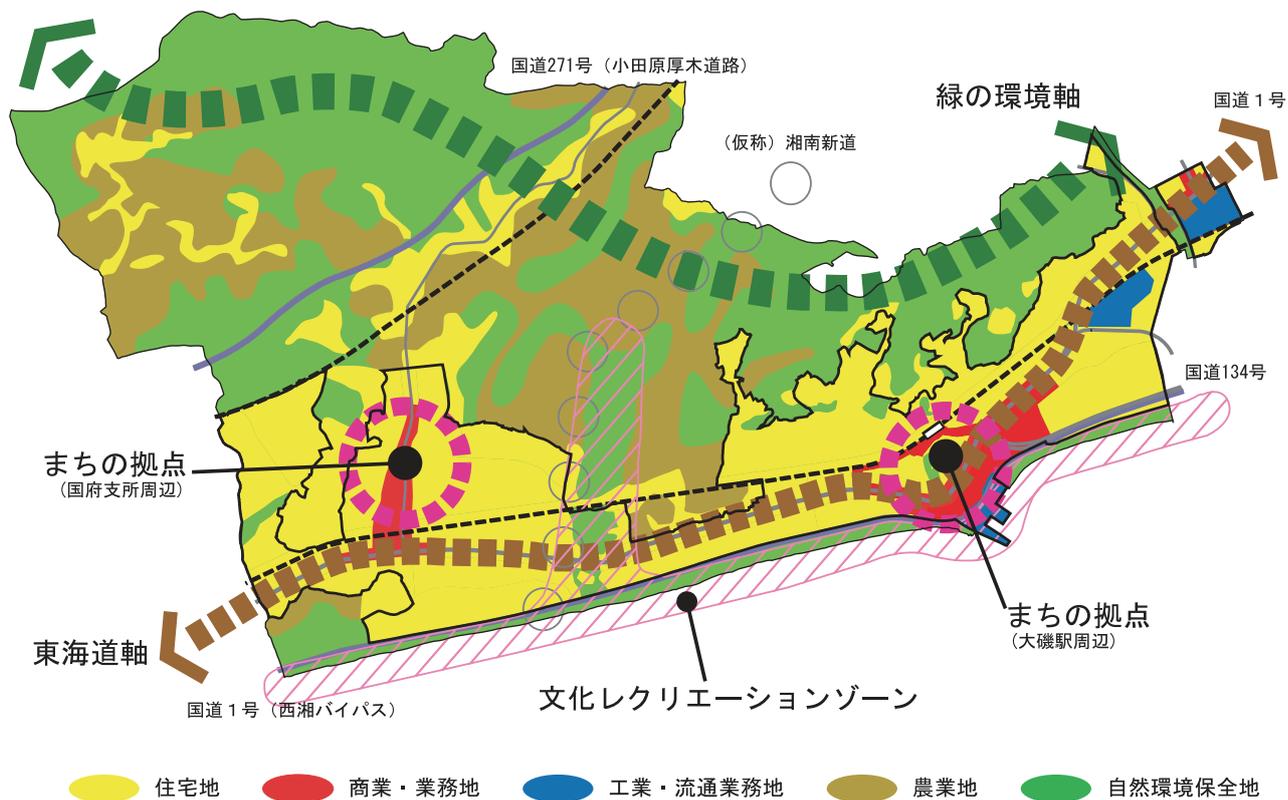
成熟社会を迎え、これからのまちづくりは、風土と地形を活かし、市街地を取り囲む海と山の保全を基本に、各地域の個性を大切にしながら、歴史・文化の重層性が醸し出す都市の深みと、安全快適で安心して暮らしやすい環境の両方を兼ね備えた魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

このような考え方にたち、参加と協働で大磯のまちづくりを進めていくため、上記の基本理念を定めています。

目標

- 1) 自然と共生するまち
- 2) 重層した歴史を大切にすまち
- 3) 安心して暮らしやすいまち
- 4) 特性を活かす産業のまち

■将来都市構造図■



2 今回■の見直しの位置づけとまちづくり基本計画の構成

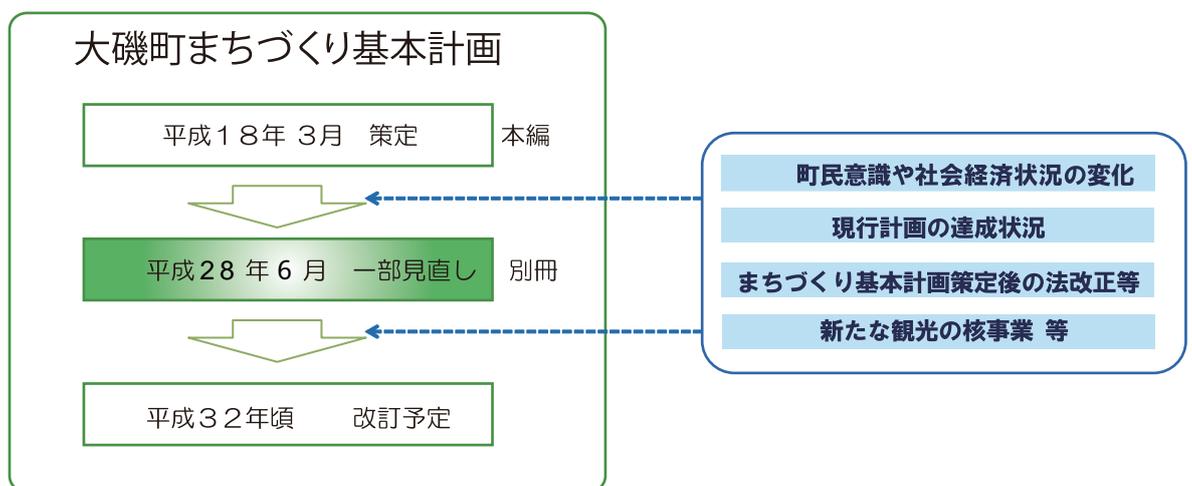
2-1 今回■の見直しの位置づけ

これまで10年間の社会経済状況などの変化を踏まえ、引き続き、将来都市像の実現に向けた取り組みを進めることとし、次の3つの視点からの一部見直しとします。

- ①東日本大震災の教訓を活かしたまちづくりの推進
- ②時代の変化に合わせた施策の追加や修正
- ③安心して快適に暮らせる持続可能なまちづくりの推進

このため、平成18年3月に策定したまちづくり基本計画（本編）は継続するものとし、今回の見直しは「一部見直し版」として「別冊」とします。

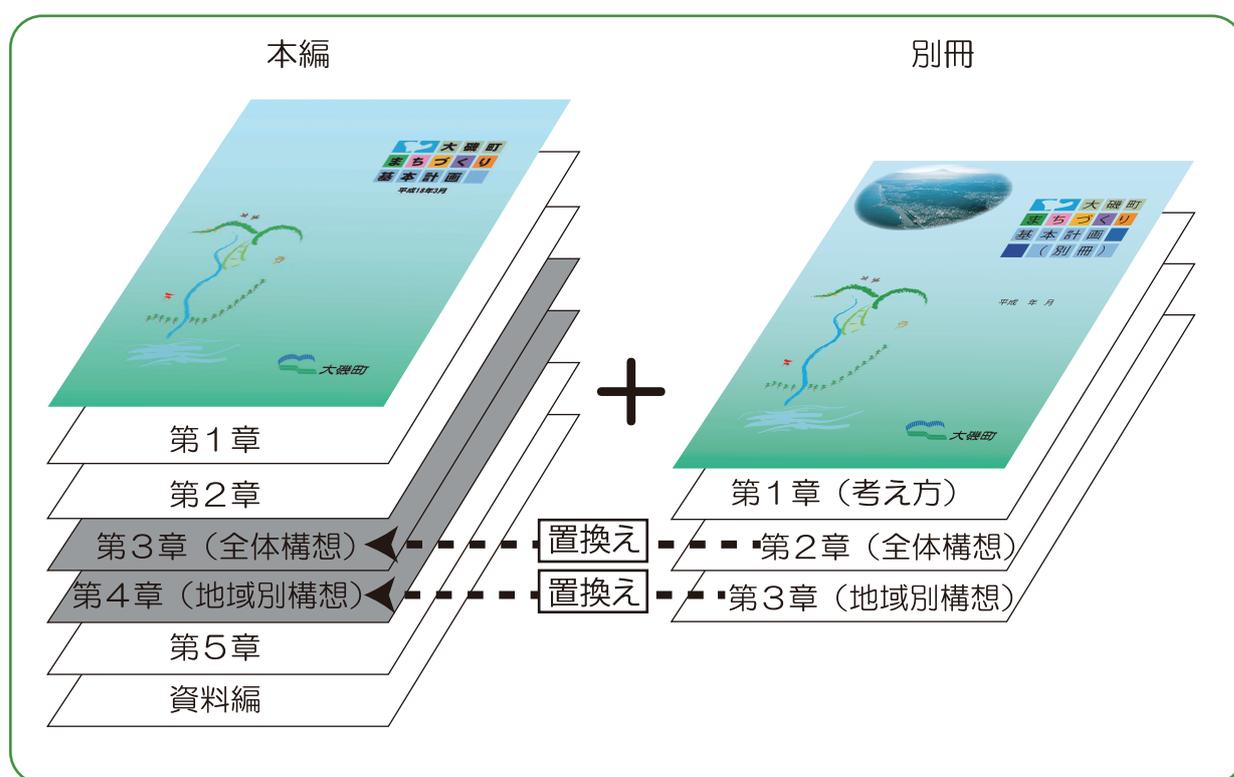
なお、今回の見直し後は、総合計画の見直しと合わせ、平成32年頃に本冊及び別冊の改訂をする予定です。



2-2 まちづくり基本計画の構成

H18年3月策定のまちづくり基本計画(本編)のうち、第1章「まちづくり基本計画のめざすもの」、第2章「まちづくりの現状と課題」、第5章「まちづくり基本計画の推進に向けて」及び「資料編」の内容は、現在も変わりません。

一方、第3章「全体構想」、第4章「地域別構想」については、一部に修正・追加が加えられています。今回策定する「別冊」では、わかりやすさを考慮して、今回の見直した内容に加え、本編に記載の内容も再掲します。したがって、計画の構成を図式化すると次のとおりとなります。



一体のものとして本町のまちづくりの方向性を示す

3 今回の見直しの考え方

まちづくり基本計画は、社会経済状況の変化などにより見直ししていくこととしています。

今回の見直しは、平成18年の策定後の社会経済状況の変化などを踏まえたもので、次の3つの視点により見直しを行います。

3-1 見直しの視点 ①

東日本大震災の教訓を活かしたまちづくりの推進

平成23年に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える大津波が発生し、東日本各地の沿岸部に大規模な被害をもたらす未曾有の災害となりました。これを機に国では、これまで想定外としてきた極めて低頻度の「最大クラスの津波」に対しても「何としても人命を守る」という考え方のもと「津波防災地域づくりに関する法律」を制定・施行しました。

まちづくり基本計画では、「生活基盤整備の方針」に「都市防災の方針」を定めていましたが、津波に備える視点での見直しを行い、方針の強化を行います。

3-2 見直しの視点 ②

時代の変化に合わせた施策の追加や修正

町民アンケート結果を踏まえ、まちづくり基本計画に示されている各方針を継承することとしますが、平成18年のまちづくり基本計画の策定後、社会構造の変化や関係法令の改正等、まちづくり基本計画を取り巻くさまざまな要素に変化が見られることもあり、時代の変化に合わせた施策の追加や修正を行う必要があります。

特に人口、世帯数、土地利用状況の変化や都市計画法の改正や都市の低炭素化の促進に関する法律、空き家対策特別措置法等の制定、さらには新たな観光の核づくりを始めとした町の重要施策など、新たな視点から追加すべき内容や重要度・優先度の高い内容を追加することにより、まちづくりの方向性をより明確なものとしします。

3-3 見直しの視点 ③

安心して快適に暮らせる持続可能なまちづくりの推進

本格的な人口減少、少子・超高齢社会を迎える今後のまちづくりは、特に高齢者や子育て世代にとって、安心して快適な生活を送ることができる環境を実現するとともに、財政的にも持続可能な自治体経営を進めていくことが大きな課題となっています。

このため、市街地においては、医療・福祉・介護施設、子育て施設、商業施設などのまとまった立地を促進することにより、これらの生活利便施設へのアクセスを容易にしたまちづくり（コンパクトシティ）を図りつつ、郊外住宅地においては、公共交通等による市街地と郊外を結ぶ交通ネットワークを構築するなど、まちにおける住み方、暮らし方を見直す必要があります。

また、市街地内及び周辺に今なお残る豊かな自然環境の適切な維持や保全に取り組み、自然と調和したまとまりのあるまちづくりを維持・形成することで、大磯らしい『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』が可能となります。

まちづくり基本計画では、「生活環境整備の方針」を定めていますが、さらに持続可能なまちづくりの観点から方針の強化を行います。